

VI 計画の推進に向けて

1 保健福祉総合相談窓口体制の構築

区民一人ひとりが安心感を持てる生活支援を総合的に展開できるよう、相談する側の立場に立ち、できるだけ身近なところで様々な相談支援が可能となるような保健福祉総合相談窓口体制が求められています。

新庁舎の福祉総合フロア設置による「本庁舎を中心とした相談支援体制の構築」と合わせ、

- ・高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）、保健所、長崎健康相談所、区民ひろばなどの地域に点在する様々な社会資源を有機的に連携させる総合相談支援システム
- ・障害者、高齢者などに配慮したアクセシビリティの良い相談支援の仕組みづくり

の実現に向けた検討を進めていきます。

また、更なる利便性向上のため、土日開庁も実施していきます。

2 豊島区民社会福祉協議会との協働による地域福祉の推進

「新しい公共」「共助社会づくり」という概念の下、区民と行政が協働して地域づくりに取り組むことが重要とされるなかで、社会福祉協議会には、住民主体による地域福祉活動の組織づくりの拠点としての役割がこれまで以上に求められています。また、区民と行政との仲介的な役割を持った地域福祉の担い手として、今後一層存在感を発揮し、地域づくりの推進を区と補完しあうことが期待されています。

社会福祉協議会が担うコミュニティソーシャルワーク事業での様々な事例検証を通して、地域における多様な生活課題の解決に向けた支援体制の充実を図っていきます。また、従来の「地縁型」だけでなく「知縁型」の見守りを実施していくべく（42 ページ参照）、地域福祉サポーター事業の展開などについても、区もこれを支援します。

なお、社会福祉協議会が策定した「豊島区民地域福祉活動計画」は、生活課題などの状況に応じた重層的な圏域設定や細分化した圏域設定を検討していく基盤となることから、地域保健福祉計画との連動により、行政との協働による地域福祉のさらなる推進につながるものと位置づけられます。

3 福祉・介護人材の養成システムの整備

社会保障制度改革など、保健・医療・福祉を取り巻く環境が変化するなかで、サービスの提供に係る人材の確保については、他の産業分野と同様に、サービス従事者が正規職員から非正規職員に委託されるなどの変化は今後も続いていくものと想定されます。

行政としては「人づくり」を重点的に進め、多様化するニーズに対応したサービスの向上に向け、サービスに直接従事している人材の質の向上、及び関連機関との連携を図れる人材の育成を支援していきます。福祉人材養成のプログラムについても、教育・学術研究機関である区内大学や民間事業者などとの連携・協働の下、介護サービス従事者などに対して、より高度で専門的な学習や技術習得の機会を提供できるシステムの研究・具体化を進めるなど、事業者における人材育成活動などがさらに促進されるよう積極的に支援していきます。

4 福祉サービスの提供責任とサービスの質の向上に向けた指導の強化

地方分権改革の進展に伴って国と地方の役割分担が見直され、住民に身近な行政の決定により、個性を活かした地域づくりが可能とされました。地方自治体の権限が拡大されるなかで、福祉サービスの質の確保と向上、適切な運営を図るため自治体としての責任と指導体制の強化が不可欠となります。

今後、区としては、特別養護老人ホームやグループホームなどの必要性について地域住民の理解を求め、基盤整備を着実に進めていきます。また、福祉・介護人材の確保と養成や提供される福祉サービスの質の向上に向けて、個別のサービス評価、法人運営やスタッフの育成体制などについて、行政としての統一的な指導・監査体制の構築に向けた検討を進めていきます。

5 適切かつ効果的な財源活用と庁内関係部署との連携強化

区の財政は一時期の危機的な状況から脱しましたが、経済状況の見通しは困難であり、雇用状況の流動化や高齢化による扶助費や社会保障費の増大など、財政状況は依然として予断を許さない状況にあります。

今後、計画に掲げられた施策を実現するためには、限られた財源を有効活用することはもとより、複雑かつ多様化した問題に対応するため、「支える側」「支えられる側」といった従来の関係から「お互いに支え合う」関係への転換を図るとともに、福祉の分野にとどまらず、多分野にわたり庁内関係部署との連携強化を図ります。

6 保健福祉審議会の円滑な運営と計画の進行管理

保健福祉審議会は、保健福祉に係る事項について総合的に検討し施策の推進を図るために、区長の附属機関として平成21年10月に条例設置されました。

計画の推進体制においては、保健福祉審議会から枝分かれする形で、分野ごとの専門性を活かした会議体を設置しています。今後、本計画に包含される介護保険事業計画や障害福祉計画の法定要件の見直しなどが行われた場合には、必要に応じて調整していきます。

また、計画の進行管理として事業評価を実施するにあたっては、行政内部だけで評価するのではなく、区民意識調査などを通じて区民の目線から事業効果を客観的に計ることなどを検討していきます。